

## 横須賀市空家等管理活用支援法人指定方針について（案）

## 1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法23条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

## 2 支援法人に求める業務について

横須賀市では、法第24条に規定する業務のうち、市の空き家等対策の取り組みを補完する役割として、次の業務を求めます。

支援法人には、(1)または、(1)および(2)から(6)のいずれかの業務を実施していただきます。

また、(1)については、「横須賀市の空き家相談の総合窓口」として、市へ相談される方を支援法人の相談窓口案内することを想定し、ワンストップで相談に対応できる体制を求めます。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

## 3 支援法人の指定

- (1) 指定する支援法人の数：定めない
- (2) 指定の期間：5年間

## 4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

## 5 申請について

次の申請書に関係書類を添えて、ご提出ください。

## (1) 申請書

横須賀市空家等管理支援法人指定申請書（第1号様式）

## (2) 関係書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- オ 前事業年度の事務報告書、収支決算書及び貸借対照表
- カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面  
(法人のウェブサイト、会報、パンフレット等含む)
- ク 法第24条各号に規定する業務に関する計画書  
(関係する行政機関や民間団体、専門家、事業者等との連携・調整の状況含む)
- ケ 国税及び市税にかかる納税証明書
- コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

6 指定の通知

申請の結果は、申請後概ね30日以内に文書で通知します。

7 留意事項

申請にあたっては、法、要綱を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しません。

8 問合せ及び書類等提出先

横須賀市都市部まちなみ景観課 住まい活用促進担当

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館3階 〒238-8550

電話：046-822-8077（直通）